

保国発 0428 第1号
保医発 0428 第2号
令和5年4月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公印省略)
厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」の一部改正について

国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者が、発熱等の症状が出た場合に都道府県が指定する診療・検査医療機関を受診した際の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」（令和2年11月30日付け保国発第1130第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・保医発第1130第2号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「令和2年通知」という。）に基づき運用が行われているところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたこと、また、5類感染症への位置づけ変更後において、経過的に外来医療費や入院医療費に対して各種公費支援等が行われることを踏まえ、資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者が保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）を受診する際の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめた。都道府県におかれては、貴管内保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、地方厚生（支）局におかれては、貴管内保険医療機関等に対し、周知をお願いしたい。なお、本通知の適用日は令和5年5月8日とし、適用日をもって令和2年通知は廃止することとする。

記

第一 保険医療機関等の受診時における資格証明書の取扱いについて

保険医療機関等にあっては、国民健康保険の被保険者が当該保険医療機関等を受診した際に資格証明書を提示した場合であって、受診の結果、当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患していた場合には、当該月の新型コロナウイルス感染症に係る療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「」と記載すること。

本取扱いは、令和5年5月8日診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証による受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、保険医療機関等に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

第三 その他

第一による取扱いについては、都道府県衛生主管部（局）と連携し、保険医療機関等に対する周知を図るなど必要な協力をを行うこと。

以上